1.3の五　勧告規定

締約国政府は、船舶、人及び貨物の到着、滞在及び出発に関して公的機関が要求する全ての情報を重複を避けてシングルウィンドウに提出することを可能とするための措置を公的機関が導入することを奨励すべきである。

公的機関が自らの決定及びこの条約の対象となる他の情報を伝達する仕組みとして機能するようなシングルウィンドウについては、考慮を払うべきである。

1.4　削除

1.5　削除

1.6　標準規定

公的機関は、通関、出入国又は入出港の手続のために情報の電子的な交換のための制度を導入する場合には、船舶所有者その他の関係当事者に要求する情報をこの条約が要求するものに限る。

1.6の二　標準規定

締約国政府は、通関、出入国又は入出港の手続を簡易化するために船舶、人及び貨物の到着、滞在及び出発に際して公的機関が要求する情報を電子的に交換するための制度を導入する場合には、公的機関その他の関係当事者（船舶所有者、貨物取扱会社、海港、貨物代理店等）が、関連する国際連合の標準（行政、商業及び運輸のための国際連合電子データ交換（ＵＮ／ＥＤＩＦＡＣＴ）標準を含む。）又は他の国際的に合意された標準（ＸＭＬ標準等）に従ってデータの交換を行うことを奨励する。

1.6の三　勧告規定

公的機関は、新たな電子メッセージの様式を導入する場合には、関係当事者との合意により、既存の電子メッセージの様式の使用を引き続き認めるべきである。

1.7　勧告規定

公的機関は、通関、出入国又は入出港の手続のために情報の電子的な交換のための制度の計画作成、導入又は変更を行う場合には、次のことを行うべきである。

(a)　利害関係を有する全ての者に対して最初から協議のための機会を与えること。

(b)　既存の手続を評価し、不必要なものを廃止すること。

(c)　コンピュータで処理する手続を決定すること。

(d)　実行可能な限り、国際連合（ＵＮ）勧告、世界税関機構（ＷＣＯ）の情報パッケージ及び関連する国際標準化機構（ＩＳＯ）規格を利用すること。

(e)　これらの制度を複数の申請に適合させること。

(f)　船舶の運航者その他の民間の関係者がこれらの制度を実施するための費用を最小にするための適当な措置をとること。

(g)　他の関連する情報の体系との互換性を得ることが望ましいことに考慮を払うこと。

1.7.1　勧告規定

締約国政府は、船舶、人及び貨物の到着、滞在及び出発に関する情報の交換を強化し、並びに公的機関の制度と他の関係当事者の制度との間の相互運用性を確保するため、公的機関及び他の関係当事者が国際的に合意された標準を使用する電子的な制度の開発において協力し、又は当該開発に直接参加することを奨励すべきである。

1.8　削除

1.8.1　削除

1.9　Ｄ　薬物の不正取引

勧告規定

公的機関は、一層広範な簡易化のための措置を提供しつつ、薬物の密輸と戦う能力を向上させるため、船舶所有者その他の関係当事者との協力のための措置を定めるべきである。当該措置は、世界税関機構の了解覚書及び関連する指針に基づくことができる。

1.10　標準規定

公的機関、船舶所有者その他の関係当事者が、協力のための措置の一部として機微に係る商業上その他の情報を取得する機会を与えられる場合には、その情報は、秘密のものとして取り扱われる。

1.11　Ｅ　管理技術

標準規定

公的機関は、次の事項に関連する自国の国境管理手続を強化するため、危険度に応じた管理を行い、これにより、適法な人及び物品の流れを簡易化する。

貨物の引取りの許可及び通関

安全上の要件

公的機関が密輸に対処する能力

第二節　船舶の到着、滞在及び出発

この節の規定は、船舶の到着、滞在及び出発の際に公的機関が船舶所有者に要求する手続について定める。ただし、この節の規定は、船舶が提示することができる証書その他の書類であって、当該船舶の登録、測度、安全、乗組員の配乗その他関連する事項に関するものを適当な当局が検査のために提出するよう要求することを妨げるものと解してはならない。

2.1　Ａ　総則

標準規定

公的機関は、この条約が適用される船舶の到着又は出発の際に、この節の規定の対象となる書類以外のいかなる書類も自己の保有のために要求してはならない。

この節の規定の対象となる書類とは、次のものをいう。

一般申告書

貨物申告書

船用品申告書

乗組員携帯品申告書

乗組員名簿

旅客名簿

危険物積荷目録

万国郵便条約に基づき郵便物について要求される書類

検疫明告書

ＳＯＬＡＳ条約第十一―二章第九規則2.2の規定に基づいて要求される安全に関する情報

貨物に関する事前の電子情報（税関の危険度評価を目的とするもの）

港の受入施設への廃棄物の引渡しに関する事前通報の様式（機関に通報する場合）

2.1.1　標準規定

締約国政府は、船舶の入出港のための書類（書類の電子的な提出を含む。）に関して領事館における手続、課徴金又は手数料を要求してはならない。

2.1.2　標準規定

公的機関は、その後の貨物の引取りの許可又は通関及び人の出入国を迅速に行うため、到着前及び出発前に提出される情報の提出に係る手続であって、これらの情報の処理を簡易化するためのものを作成する。